

◎東京都公安委員会告示第 64 号

警備業法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 50 号)附則第 5 条及び警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」という。)附則第 6 条の規定に基づく検定合格者審査において、規則附則第 7 条第 1 項の規定により学科試験及び実技試験により判定する審査(以下「審査」という。)を実施するので、規則附則第 9 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 21 日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の実施期日及び時間

令和 7 年 5 月 24 日(土曜日)

午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで

2 審査の実施場所

品川区東大井一丁目 12 番 5 号 警視庁鯨洲運転免許試験場

3 審査の実施種別

規則附則第 6 条第 1 号の空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

4 審査対象者

規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。)第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備に係る同項に規定する検定であって、同条第 2 項に規定する 1 級に係るものに合格した者

5 審査予定人員

30名

6 申請申出の要領

申請に先立って、申請申出を必ず行うこと。

なお、申請申出は、電話受付のみとし、先着順により
確定する。

(1) 申請申出の受付期間

令和7年4月14日（月曜日）及び同月15日（火曜
日）の2日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03（3581）8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和7年4月21日（月曜日）から同月23日（水曜
日）までの3日間

午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 受付場所

規則附則第10条に規定する審査申請書の提出は、次
のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を
管轄する警察署

ウ 旧規則第8条の合格証（以下「旧合格証」とい
う。）の交付を受けた東京都内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上

三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横
の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏
名及び撮影年月日を記載したもの) 1 葉

ウ 旧合格証の写し

エ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書
面

(7) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住
民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地が
明らかとなる書面

(4) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する
営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書
ただし、前(2)のア及びイに該当する者はいずれか
を、前(2)のウに該当する者は疎明する書面を要しな
い。

(4) 審査手数料 4,700 円

8 問合せ先

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線 30312